

改正	平成29年3月31日規則第28号	平成29年5月19日規則第35号
	平成31年3月19日規則第12号	令和元年11月15日規則第22号
	令和3年3月30日規則第32号	令和5年3月28日規則第24号
	令和6年3月25日規則第12号	

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則をここに公布する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和6年規則12号〕

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)

第3条 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該計画の提出を取り下げ場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和元年規則22号〕

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明)

第4条 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第11条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和6年規則12号〕

(特定建築物に係る報告の徴収)

第5条 建築主等は、法第17条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

追加〔平成29年規則28号〕

第6条 削除

削除〔令和元年規則22号〕

(特定建築物以外の建築物に係る報告の徴収)

第7条 建築主等は、法第21条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、建築物状況報告書（第5号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

追加〔平成29年規則28号〕

(認定申請書に添えるべき図書)

第8条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録省エネ判定機関に限る。）が作成した法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）

の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第23条第1項又は第27条の申請書に添えなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号〕

（申請の取下げ）

第9条 法第34条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第36条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号〕

（認定をしない旨の通知）

第10条 知事は、法第35条第1項又は法第36条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第7号様式）に省令第23条第1項又は第27条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号〕

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）

第11条 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和6年規則12号〕

（工事完了の報告）

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第10号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和6年12号〕

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告の徴収）

第13条 認定建築主は、法第37条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第11号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（第12号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号〕

（工事の取りやめ）

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第13号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・6年12号〕

（認定の取消し）

第15条 知事は、法第39条の規定により法第35条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第14号様式）により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、法第42条の規定により法第41条第2項の認定を取り消すときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（第15号様式）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号〕

（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等）

第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物を工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。）の用途に供する場合（当該建築物の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の5分の4以上であり、かつ、その他の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(2) 基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号アに掲げる場合を除く。） 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める額

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号に定める額に2分の1を乗じて得た額

3 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(4) 基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準（基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（前3号に掲げる場合を除く。） 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

4 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする

る場合（前3号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額（前項第4号に掲げる場合にあっては、同号に定める額）を合算した額
一部改正〔平成29年規則28号・令和元年22号・5年24号〕

（手数料の免除）

第17条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和元年規則22号〕

（手数料納付票）

第18条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書又は計画書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和6年12号〕

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成29年規則28号〕

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第28号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年11月15日規則第22号）

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第32号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年3月28日規則第24号抄）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第12号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第16条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円	48,000円	161,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円	112,000円	259,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	157,000円	165,000円	338,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	194,000円	203,000円	404,000円

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	241,000円	252,000円	475,000円
--------------------------	----------	----------	----------

追加〔平成29年規則28号〕

別表第2（第16条関係）

区分		金額	
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	6,000円	
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	49,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	88,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	139,000円	
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円	

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和元年22号・5年24号〕

別表第3（第16条関係）

区分		金額
住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	127,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	215,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	308,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	97,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	161,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	259,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	338,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	404,000円

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	475,000 円
--------------------------	--------------

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和元年22号・5年24号〕

別表第4（第16条関係）

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	63,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	172,000円

追加〔令和5年規則24号〕

第1号様式

（第3条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第2号様式

（第4条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第3号様式

（第4条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和6年12号〕

第4号様式

（第5条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第5号様式

（第7条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第6号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第7号様式

（第10条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第8号様式

（第11条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第9号様式

（第11条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和6年12号〕

第10号様式

(第12条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第11号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第12号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第13号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第14号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第15号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第16号様式

(第18条関係) (表面)

一部改正〔平成29年規則28号・35号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕